

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「一寸法師 ゴールドマン・サックス日本小型/新興株ファンド」  
信託約款変更(予定)について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「一寸法師 ゴールドマン・サックス日本小型/新興株ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)は時価総額の小さい「マイクロ・キャップ」および、設立や株式上場から日の浅い「ヤング・キャップ」を主な投資対象としておりますが、特に「ヤング・キャップ」における新規株式公開の減少などにより投資機会が減少し、運用上の制約が強まりつつあります。したがって、このような環境のもと、主な投資対象を「マイクロ・キャップ」および「ヤング・キャップ」から、小型株式全体へ拡大させることで投資機会を増やし、運用成果の一層の向上を図るため、運用方針および投資対象の変更をはじめとして、信託財産留保額、分配方針、信託期間の変更等の信託約款の変更を下記の通り実施させていただく予定でございます。信託約款変更後の運用方針のくわしい内容につきましては、別紙をご参照ください。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

## 1. 予定している信託約款の変更内容および理由

## ① 運用方針および主な投資対象の変更:

本ファンドは、時価総額の小さい「マイクロ・キャップ」および、設立や株式上場から日の浅い「ヤング・キャップ」を主な投資対象としておりますが、特に「ヤング・キャップ」における新規株式公開の減少などにより投資機会が減少し、運用上の制約が強まりつつあります。このような環境のもと、主な投資対象を「マイクロ・キャップ」および「ヤング・キャップ」から、小型株式全体へ拡大させることで投資機会を増やし、運用成果の一層の向上を図ります。

運用方針の変更に伴い Russell/Nomura Small Cap インデックスをベンチマークとして設定し、本ファンドの名称を「GS 日本小型株ファンド」に変更します。

※信託約款の変更を行うこととなった場合には、この運用方針の変更に伴い本ファンドの保有ポートフォリオの見直しが行われますが、相応の期間において新旧の運用方針に基づく銘柄入れ替えが行われることから、当該期間中はベンチマークの動向と乖離したパフォーマンスとなる可能性がありますので、ご注意ください。

## ② 信託財産留保額の変更:

主な投資対象を「マイクロ・キャップ」および「ヤング・キャップ」から、小型株式全体へ拡大させることにより、本ファンドの保有銘柄の市場流動性が高まるものと想定されるため、本ファンドにおける一部解約時の信託財産留保額を、解約申込日の基準価額に対して1.0%から0.3%に引き下げます。

## ③ 分配方針の変更:

収益分配金は少額に抑えることを基本方針としておりましたが、経費控除後の配当等収益および売

買損益(評価損益を含みます。)の範囲内で、運用状況に応じたより機動的な収益還元を可能とするための変更を行います。

④ 信託期間の変更:

商品性に鑑み、信託期限を設けることが適当であると判断するため、本ファンドの信託期間を、無期限から2019年4月15日までに変更します。(なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。ただし、受益権総口数が100億口を下回った場合には、信託期間の途中で当該信託を終了することがあります。)

2. 信託約款の変更に係る異議申立ての手続きおよび日程について

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2009年5月15日(金)
②異議申立期間	2009年5月15日(金)から2009年6月22日(月)
③信託約款変更予定日	2009年7月15日(水)

公告日の前営業日である2009年5月14日(木)までに取得の申込みをなされた方は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託約款変更に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、2009年6月24日(水)に本ファンドの信託約款変更の届出を行い、2009年7月15日(水)より適用する予定です。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本ファンドの信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

なお、2009年5月15日(金)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

● 異議申立ての方法について

予定しております本ファンドの信託約款の変更について、ご異議のある受益者の方は、本約款変更に対する異議申立てを行うことができます。また、本約款変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

ご異議を申し出られる方は、別紙の「異議申立書 兼 個人情報の取扱いに関する同意確認書」に必要事項を記入、捺印の上、下記宛に2009年6月22日(月)までにご送付ください。

なお、異議申立ては2009年6月22日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

**宛先** 〒106-8549 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局留め  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
「一寸法師 ゴールドマン・サックス日本小型/新興株ファンド」信託約款変更に関する異議  
受付窓口 投信業務部 宛

※ご異議を申立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。

※ご異議のお申出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することについて、ご同意いただける場合は、「異議申立書 兼 個人情報の取扱いに関する同意確認書」の所定の枠内に、○印のご記入をお願いします。

※口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合や個人情報の取扱いにご同意いただけない場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、ご異議のお申立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。

※なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

● 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

異議申立ての受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、本ファンドの信託約款変更が行われる場合には、本ファンドの信託約款変更についてご異議を申し立てられた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます(信託約款の変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し立てられた受益者の皆様に対してあらためてご案内させていただきます。)

ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。異議申立受付期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドのご購入およびご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

[買取請求の手続き]

- ①買取請求受付期間 2009年6月25日(木)から2009年7月14日(火)まで
- ②ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より異議お申立ての受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③買取請求必要書類のご記入
- ④買取請求必要書類のご提出
- ⑤受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑥本ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑦受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託約款変更に対しご異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑤)の基準価額から信託財産留保額(基準価額の1.0%)を控除した額をいいます。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。\*

\* 税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託約款変更についてのお問い合わせ専用窓口」0120-878-583

(2009年5月15日～2009年6月22日の(月)～(金)午前9時より午後5時まで。祝祭日を除きます。)

以上

## 「一寸法師 ゴールドマン・サックス日本小型/新興株ファンド」 信託約款変更にかかる個人情報の取扱いに関する重要事項

### 1. 個人情報の収集・利用目的

当社は、「一寸法師 ゴールドマン・サックス日本小型/新興株ファンド」の信託約款変更に関し、異議申立の受益権口数管理および買取請求の手続きを行うため、異議申立をされた方の個人情報を収集いたします。

### 2. 情報の利用・提供

お客様の個人情報を上記1. の利用目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。異議申立の受益権口数管理のために、個人情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)へ提供します。

### 3. 情報の管理方法

お客様の個人情報の紛失・漏えい・改ざん・破壊の防止などの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

### 4. お客様からの開示、訂正、利用停止などのご請求

お客様から、ご自身に関する個人情報について、開示・訂正・利用停止などのお申し出がありました場合は、請求者が本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り、速やかに所定の手続きをさせていただいた後、その内容を回答いたします。

### 5. お問い合わせ窓口

お客様の個人情報に関する苦情及び問い合わせ窓口を設けています。

個人情報の開示、訂正、利用停止などのご請求、その他の個人情報に関するお問合せは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 個人情報の取扱いに関するお客様からのお問い合わせおよび苦情の受付窓口

郵便 〒106-6144 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズタワー  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 個人情報お問い合わせ受付係

電話 03 (6437) 6000

なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとなります(土日祝日、年末年始の休業日を除く)。

信託約款変更にご同意いただける方は返信不要です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
投信業務部宛

## 異議申立書 兼 個人情報の取扱いに関する同意確認書

異議申立ての日	平成 年 月 日
ご住所	〒 -
お名前	○ お届印
ご連絡先電話番号	
ファンド名	一寸法師 ゴールドマン・サックス日本小型新興株ファンド
お取扱い販売会社	
お取引店名	
投資信託口座番号	
受益権保有口数	
信託約款変更に関する異議を申し立てる旨	上記受益権について、信託約款変更に関する異議を申し立てます。

	私の上記個人情報を、本ファンドの信託約款変更に関する異議申立および買取請求に関する事務を処理するために、販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社が共有することについて、同意します。
--	---

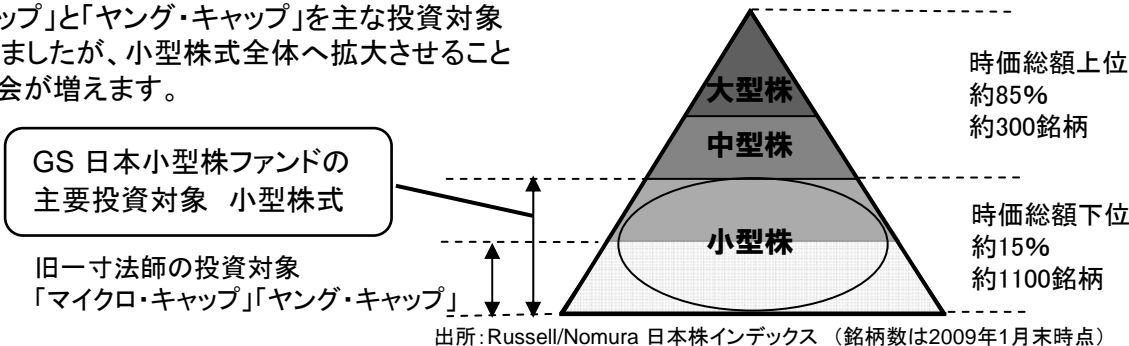
- ※ 上記お客様の個人情報を繰上償還に関する異議申立および買取請求に関する事務を処理するために、販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社が共有することについて、ご同意いただける場合は、上記枠内に○印のご記入をお願いします。
- ※ 口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合や個人情報の取扱いにご同意いただけない場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、ご異議のお申立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。
- ※ ご異議を申立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

**1 主として日本の小型株式を中心に投資することで、信託財産の長期的な成長を目指します。原則として、その組入れ比率を高位に保ちます。**

(2009年7月15日より、Russell/Nomura Small Cap インデックスをベンチマークとする予定です。)

旧一寸法師の投資対象は、時価総額の小さい「マイクロ・キャップ」と「ヤング・キャップ」を主な投資対象としておりましたが、小型株式全体へ拡大させることで投資機会が増えます。

ファンドの投資対象イメージ



**2 成長性を有する小型株へ投資します。**

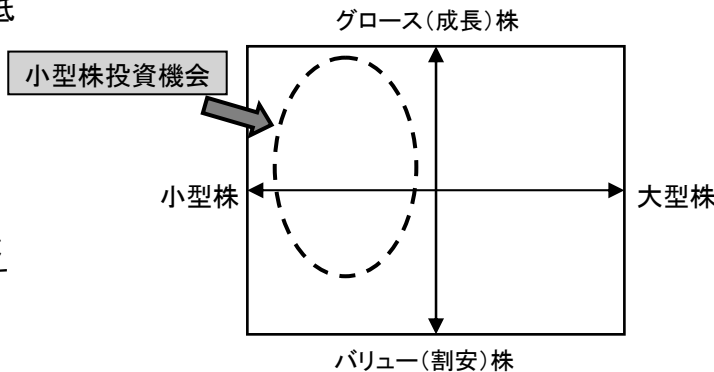
事業価値が株価に織り込まれていない企業、成長性に比べて株価水準 (妥当な株価) が低い企業に投資します。

企業の「成長性」を評価する主な具体例

- 独自の市場で高い市場シェアを誇り、かつシェアの拡大が継続的に期待できる企業などに投資します。
- 経済・社会・市場等の構造変革の恩恵を、最も享受出来ると判断されるポジションに位置する企業に投資します。

※評価はPER (株価収益率)、PBR、株価キャッシュフロー倍率等で分析します。

ファンドの投資銘柄 (イメージ図)

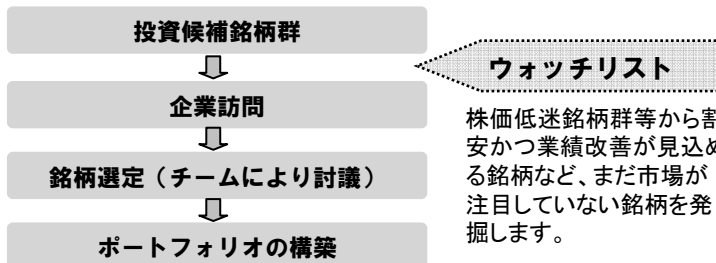


※上記はイメージ図であり、将来の結果を保証するものではありません。

**3 個別企業の分析を重視したボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。**

ボトムアップ・アプローチとは、ポートフォリオ・マネジャーが自ら企業・工場訪問を行い、対象企業の事業内容(競合状況、収益性)や経営陣の質(経営目標、戦略の焦点)などを調査し、個別銘柄を選定する運用手法です。また、訪問は投資候補となる企業のみならず、取引先や競合相手などにも行い、多面的な角度から分析します。

銘柄選択の基本プロセス



※ 本基本プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本基本プロセスは変更される場合があります。

■市場動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。■本資料は、受益者の方を対象にした情報提供を目的としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料であり、特定の金融商品の推奨(有価証券の取得の勧誘)を目的とするものではありません。